

◎議長（菅野修一議員）

皆さん、おはようございます。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第8号によって進めます。

この際、申し上げます。尾花沢市ボランティア協議会より、議場内の写真撮影の許可願がありますので、議長において許可いたします。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

まず、1番 青野隆一議員の発言を許します。青野隆一議員。

〔1番 青野隆一議員 登壇〕

◎1番（青野隆一議員）

皆さん、おはようございます。今回は統合小学校と土砂災害警戒、特別警戒区域の2点について、通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。

なお、議長の許可をいただきまして、説明資料を提示しましたので、ご参照くださるようお願いいたします。

それでは最初に、統合小学校の新しい校名や校歌は、どのようにして決定されるのかについてお尋ねをいたします。私は、統合小学校が末永く愛される学校となるためにも、1人でも多くの子どもたちや市民の皆さんが関わるのが非常に大切であると考えています。校名の決定段階には、全児童生徒が投票などで参加できるようにしていただきたい。そしてまた校歌については、歌詞に取り入れたい言葉やフレーズを公募するなど、全市民参加型の校名、校歌にすべきと考えます。教育長のご所見をお伺いいたします。

次に、統合後の特色ある教育をどのように進めていくのかについてお尋ねをいたします。本市は、花笠踊りの発祥の地として、また俳聖松尾芭蕉が10泊をしたまちとして全国にその名を知られています。こうしたことから、児童生徒全員が花笠踊りを踊ることができ、そして誰でも俳句を作れる小中学校を目指すことによって、子どもたちのふるさと愛を醸成することができると考えます。ぜひ、本市の特色ある教育の1つとして、取り入れていただきたく、教育長のご所見をお伺いいたします。

次に、指定された学校の変更についてお伺いいたします。東根市では、指定校の変更が認められる事由と期間について、ホームページで公開しており、将来における通学区域の変更が既に決定されている地域において、変更後に指定される学校に変更前から入学を希望する場合などを認めております。本市の小中学校統

合も、1、2年後となりました。そこで、小中学校通学区域に関する規則第3条の適用について、ホームページで公開するとともに、個々の児童生徒の実状を十分に勘案し、これまで以上に弾力的な運用を認めるべきと考えますが、教育長のご所見をお伺いいたします。

次に、スクールバスについて伺います。統合時のスクールバスは小中それぞれ何台となり、対象児童生徒は何人になるのか。また、業務委託先から強く要望の出されているスクールバス車庫棟の建設費はいくら掛かるのか。国庫補助事業の対象になるのか。過疎債を充当できるのか。その結果、一般財源はいくら必要になるか、お尋ねをいたします。

大きな2点目として、土砂災害特別警戒区域についてお尋ねをいたします。まず、本市の急傾斜特別区域内及び急傾斜警戒区域内において、県が施工する急傾斜地崩落防止工事の要件に該当する箇所数と、該当しない箇所数はどのくらいあるのか。また、県の要件に該当しない危険箇所における崩落防止対策工事を今後どのように進めるのかについてお伺いをいたします。

次に、本市の避難誘導等の判断基準伝達マニュアルについてお伺いいたします。土砂災害の場合、住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報として、大雨警報で警戒レベル3、高齢者避難、土砂災害警戒警報で警戒レベル4、避難指示の発令基準を示しています。しかし、9月29日からの大雨の際の発令については、土砂災害警戒警報が出される前に、全地区避難指示が出されました。どのような場合に避難情報が発令され、避難対象とする住民の範囲はどのようにするかについて、自主防災組織をはじめ、市民にもご理解とご協力が得られるよう、あらためて分かりやすい判断基準を明示すべきと考えます。市長のご所見をお伺いいたします。

次に、尾花沢市居住空間安全対策事業補助金についてお伺いいたします。補助金額は、災害復旧に要する工事費が3万円以上30万円以下のもので、当該工事費の3分の1とするとしています。しかし、実際に被災した事例から、人件費や物価高騰などによって、工事費の上限の見直しが必要と考えます。また、令和8年3月31日限りでこの効力を失うという期限の撤廃も併せてご検討いただきたく、市長のご所見をお伺いいたします。

最後に、最近毎年のように発生する豪雨災害は、線状降水帯などによる異常気象が大きく、市内でも雨の降り方に大きな差異が生じています。的確な避難情報

発令や、災害防止対策を行うためにも、各地区に雨量計や河川監視装置を設置する必要があると考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

以上、当局の誠意ある答弁を求めて質問席からの質問を終わります。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市長（結城 裕 君）

青野議員からは大きく2つのご質問をいただきました。1つ目の学校統合につきましては、教育委員会教育長より答弁をいただきます。

私からは、土砂災害特別警戒区域についてのご質問ですが、国が定める土砂災害防止法に少し触れさせていただきますが、警戒区域には、土砂災害警戒区域、通称イエローゾーンと土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンの2つがあります。

まず、イエローゾーンといわれる警戒区域は、土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域となっており、一方レッドゾーンといわれる特別警戒区域については、警戒区域の定義に加え、建物に損壊が生じ生命または身体に著しい危害のおそれがある区域とされております。警戒区域については県が調査し、基準に該当する区域を知事が指定いたします。指定された区域のある自治体には、県より警戒避難体制の整備や高齢者、障がい者、乳幼児、学生等が利用する要配慮者利用施設のための警戒避難体制、土砂災害ハザードマップによる住民への周知徹底が求められております。

議員からは急傾斜地崩壊対策事業に関してのご質問だと思われそうですが、急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対し、斜面の角度が30度以上で高さが5m以上で人家がおおむね5戸以上に、倒壊等著しい被害を及ぼすおそれがあるなど、一定の基準を満たす土地の所有者の要請に基づき、県が工事を実施するものであります。

本市における県指定の土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の箇所数についてであります。令和6年9月20日現在39カ所となっており、うち急傾斜地崩壊対策事業に該当すると思われるものは約14カ所と認識しております。一方で、県単独事業にも該当しない区域につきましては、崩落箇所の復旧を主な目的として、尾花沢市居住空間安全対策事業補助金で支援をしているところでありますが、本市における急傾斜地のほとんどは自然斜面であり、規模も大きく土地所有者のみで対応することは大変難しいものと認識しております。

また、市が土地所有者に代わり実施主体になったとしても、設計や工事に多額の費用が嵩むことになり、国や県からの支援がなければ継続して取り組むことは難しいものと考えております。

今後の対応につきましては、警戒区域等の見直しによる対象区域の指定拡大や、急傾斜地崩壊対策事業の要件緩和や、事業対象外の小規模な急傾斜対策工事を対象とした補助事業の創設など、重要事業要望活動等にて地域の実状を訴えながら国、県に要望していくことが有効であると考えております。

続きまして、大雨の際の避難指示等についてであります。本市の避難指示等についての判断基準につきましては、地域防災計画に基づき、避難指示等発令判断基準を明確化するために、令和3年6月に避難指示等の判断基準、伝達マニュアルを作成いたしまして、この間もマニュアルを基に対応してきております。

近年、全国的に自然災害が多発しておりますが、本市におきましても今年7月の大雨では1時間あたりの最大時間雨量の記録を更新し、農地や河川などに甚大な被害を与え、大きな爪痕を残したところであります。当時の気象状況は、日本海側より雨雲が次々と絶え間なく発生して、雨が降り続くことによって、市内全域の土壌雨量指数が急激に上昇し、土砂災害危険度も短時間でレベル4に達しました。これにより市内のどこで災害が発生するか想定できない状況であると判断して、市内の全域に避難指示を発令したところであります。

議員からは、9月の大雨の際の避難指示についてマニュアルに沿った判断基準を基本とすべきではなかったかとのご質問をいただきましたが、9月の大雨についても、当時の気象状況を振り返りますと、南西の空からの雨雲が切れまなく発生していたことや、気象庁の今後の予報情報を踏まえ、7月の大雨と同等の状況になる可能性もあったことから、迅速な対応が必要と判断して、全地区に対し早めの避難指示を発令したところであります。しかしながら、一口に避難といっても、住んでいる場所や住宅の状況によっては、その方法やタイミングは異なります。例えば、川のそばに住んでいるのであれば、氾濫の危険が少しでも高まれば、すぐに自宅を離れなければなりませんし、ハザードマップの想定浸水深があまり深くない場合は、大雨の中で無理に避難所に向かうより、自宅の二階に避難した方が安全な場合もあるようであります。そのため本市では、令和5年度から地域防災専門員を市役所内に配置し、国が推進する住民お一人おひとりの防

災行動計画、いわゆるマイタイムラインの普及活動に鋭意取り組んできているところであります。マイタイムラインは、避難行動を起こすルールと避難方法という判断と行動の基準を、自分ごとに明確にするものであり、危険が迫っていても、それを実感できず逃げ遅れてしまう、いわば、正常性バイアスから命を守る最も重要な取り組みであると考えております。加えて、マイタイムラインに基づく行動を推進するためには、その判断基準となる正確な防災情報の発信が重要であると考えておりますので、今後は、地区ごとの気象状況や危険性をさらに精査した上で、避難指示についても可能な限り絞り込むなど、より精度の高い防災情報の提供を目指していきたいと考えております。

一方で災害は、いつ何時、どのような状況になるのか、誰にも予測できるものではないと捉えております。また、災害が発生していないことを理由に、何もしないことを良しとするのではなくて、災害が発生するものとして迅速に行動する必要があるものと考えております。私たち行政の役割は、どのような状況の中でも市民の方々の命を守ることですので、必ずしもマニュアルどおりに判断することが最善ではない場合もあると思っております。先の大雨のように、7月の経験を踏まえて、万が一に備えて臨機応変に対応することこそ、有事の際に必要な判断であると考えておりますので、引き続き迅速な対応に努めてまいります。

続きまして、尾花沢市居住空間安全対策事業補助金についてであります。この補助金は、安全な居住空間、区間の維持を図ることを目的として、居住する宅地の災害復旧事業に要する費用に補助を行うものであり、令和5年度より新規事業として実施したものであります。

議員からは、物価高騰に合わせた補助上限額の引き上げや補助金交付要綱の期限についてご提案をいただきました。災害復旧にかかる工事費につきましては、今般の人件費等の高騰により、上昇傾向にあるものと認識しております。これに伴い補助上限額の引き上げについても、検討していく必要があると考えておりますが、第7次総合振興計画の実施計画の見直しのサイクルを踏まえ、3年間の事業実績を検証しながら、補助金交付要綱の期限の延長も含め、今後検討していくこととなります。しかしながら、近年は、これまで大雨被害等の自然災害が少なかった山形県においても例外ではなく、本市におきましても過去に例のない被害が発災している状況にあります。そのため、災害の防止や復旧に係る事業につきましては、小規模農地等災

害緊急復旧対策事業のように極力個人負担をなくし、市民の命と財産を守る重要なものとして、今後も注力していく必要があると考えております。

次に、市内の雨量観測装置の設置についてであります。雨量観測データにつきましては、山形県河川砂防情報システムによる雨量情報を活用しており、市内5ヵ所のデータを1時間ごとに把握して、5地区の災害発生危険レベルの判断に活用しております。また、河川流域雨量指数や水位計などによる水位情報につきましては、関係省庁が公表しているデータを把握、活用しております。なお詳細につきましては、担当課長より回答いたさせます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

◎議長（菅野修一議員）

防災危機管理課長。

◎防災危機管理課長（間宮明君）

私のほうからは、市内の雨量観測装置の設置場所は5ヵ所となっており、尾花沢地区横町、福原地区寺内、宮沢地区行沢、玉野地区銀山、常盤地区鶴子となり、市内全域を網羅しています。なお、各観測所の所轄については、尾花沢地区が気象庁、福原、宮沢、常盤地区が山形県、玉野地区が国土交通省となっております。

続いて、河川については、気象庁が公表している12河川の流域雨量指数の予測値を用いて、洪水災害発生の危険度を把握するとともに、国土交通省及び山形県が設置している、9ヵ所の水位計や観測所を確認し、情報収集にあたっております。水位計等の設置場所については、最上川流域については名木沢、毒沢地区、丹生川流域については母袋、行沢、正厳地区、野尻川については野黒沢地区、臈気川については臈気地区、小野尻川については寺内地区、銀山川については銀山地区に設置しております。なお、国土交通省川の防災情報サイトからどなたでも閲覧可能となっております。大雨の際は、これら国、県の発信情報を最大限に有効活用し今後も対応してまいります。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

教育長。

◎教育長（村松真君）

私からは、学校統合に関する4点についてお答えいたします。

初めに、校名や校歌をどのように決定していくのかとのお尋ねですが、小学校につきましては、令和4年2月に策定された尾花沢市小中学校のあり方に関する基本方針に、令和9年度の開校をめざし、新たな統合小学校を建設し、市内小学校を1校に統合するとされ



ているため、学校名や校歌を検討しなければなりません。学校名につきましては、現在、尾花沢市小学校統合準備委員会で案を絞り込むため、絞り込むための協議を、協議が続いております。最終的には尾花沢市立学校設置条例の一部改正についての議会の議決をいただくことになります。統合準備委員会で協議を進めるにあたり、委員各位が所属団体等でアンケートや会合など、それぞれの方法により意見集約を行っていただいているところでございます。

また、校歌につきましては、統合準備委員会でどのような制作方法が望ましいか議論を重ね、最終的には総合教育会議で校歌を決定してまいります。

議員ご提案の歌詞を制作するにあたり、市民からキーワードやフレーズを頂戴することも選択肢の1つとして想定しておりましたので、今後の協議の際に議論を深めてまいります。

次に、統合後の特色ある教育課程に係る要望について、お答えいたします。学校の教育課程は、校長が学習指導要領を基に県や市の方針、児童生徒の実態や地域の願いを踏まえて編成するものと、法令で定められています。

尾花沢市では、ふるさと愛の醸成を基本目標の1つに掲げていることを受け、尾花沢市学校教育全体構想で、歴史、文化、伝統を知る活動として、花笠踊り、芭蕉、清風俳句に触れる機会を奨励しております。推奨しております。学校では知る、体験する、自ら動く体験活動の充実を努めています。花笠踊りは、運動会や尾花沢まつりなどで、児童生徒が踊る場面が設定されております。また、宮沢小学校の5年生が昨年度作成した「尾花沢に誇る五流派～花笠誕生との関わり」は、全国自作視聴覚教材コンクールにおいて優秀賞に輝いております。さらに、2年前に作成した「マンガふるさとの偉人高宮常太郎徳良湖築堤ものがたり」も社会科の授業などで活用し充実が図られており花笠踊りに対する興味関心は高いと捉えています。

俳句につきましては、学習指導要領に基づき、小学3年生から国語科における我が国の言語文化に関する事項として学習しており、本市に所縁のある松尾芭蕉も、教科書で何度も触れられています。また、今年度のF-Tスクールにおいても、宮沢地区では芭蕉の服装を身にまとい山刀伐峠を登り、山頂で俳句を詠む体験活動を実施しております。詳細は、12月2日付け教育委員会通信第45号をご参照願います。

統合後も、尾花沢市のふるさと愛の醸成の実現に向け、花笠踊り、俳句に触れる機会の充実は、学校教育

のみならず、さまざまな場面で継承されていくことと考えています。

次に、統合を控えた学区外就学に関する要望についてお答えします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条4項では、教育委員会の職務権限として、「学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること」とされており、教育委員会が所管の学校を管理するために、児童生徒の就学についてコントロールする権限を有しております。このことを受け、児童生徒の通学区域は尾花沢市小中学校通学区域に関する規則に基づき「定められた学区内に居住する者は、その区域内の小中学校に就学しなければならない」と定められております。規則を受け、中学校は令和7年まで、小学校は令和8年まで現在の通学区域はそのままとなります。また「児童生徒の通学が著しく不便と認められる場合、その他やむを得ない事情があると認められる場合については、就学を調整することができる」ともなっており、これまでも児童生徒や家庭の事情などのご相談に丁寧に対応しつつ、学区外就学については、内規に基づいて判断しております。小中学校の統合を目前に控え、不安に思っている保護者の方もいらっしゃると思います。これまでと同様、児童生徒や家庭のさまざまな事情については教育委員会にご相談いただきたいと思いますので、議員の皆様のご協力もお願いいたします。

最後に、統合時のスクールバスに関するご質問についてですが、現在、教育委員会所有の車両は13台あり、令和8年4月に統合予定の中学校においては、福原地区の生徒を対象に路線拡大を図るため、現段階において3台の追加を予定しております。令和9年4月に統合予定の小学校につきましては、小学校統合準備委員会でスクールバス運行に係る新たな基準を作成し、運行経路と必要台数を決定してまいります。

また、スクールバスの車庫棟の建設についてですが、車庫棟については過疎債の対象になるものと理解しておりますが、現時点で統合学校に合わせ建設する考えはございません。そのため、その費用についても回答することはできませんが、旧明德小学校跡地に建設した除雪基地については、令和4年度時点で総工費が約1億5,000万円となっております。以上でございます。

◎議長（菅野修一議員）

青野議員。

◎1番（青野隆一議員）

それでは、自席より再質問させていただきます。まず、学校統合のほうから質疑をさせていただきます。

最初に校名でありますけれども、今、福原地区などでは、各戸に校名募集をしたり、いろんな形で新しいその小学校の名前については検討されているというふうに聞いております。その際にですね、私申し上げたのは、やはりこの尾花沢市に1番これから主人公として、子どもたちが伝えることになるかと私は思っています。その子どもたちが、やはりこの校名決定にその参加できるような形を、私はぜひ進めていただきたいというふうに申しあげましたけれども、ぜひそういうふうな方向ですね、例えば投票とかという形で、子どもたち自身が関わるような方法について、ぜひご検討いただきたいということでもありますけれども、教育長いかがでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

教育長。

◎教育長（村松真君）

校名に関しましては、学校長なども参加していただいております、議論しております。その中で、方法は異なるとは思いますが、アンケートを取ってくださる学校、あるいは子どもたちの話を聞いて持ってきてくださる学校などもございます。そういう意味で、子どもさん方の意見につきましては、その中で聞いてもらっているというふうに考えております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

青野議員。

◎1番（青野隆一議員）

最終的に2つとか3つとか、どれにするというふうなおそらく形になった場合にですね、その最終的な選考の選者として、私はぜひ子どもたち、あるいは市民も含めて、そういった参加型の決定方法をぜひご検討いただければということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと校歌でありますけれども、答弁にもございました。いわゆる子どもたちの言葉とか、あるいはフレーズを取り入れていく考えがありますということでございました。ちなみにですね、鳥海小学校、庄内ですが、ここの校歌については、先日、お亡くなりになりましたけれども、谷川俊太郎さんが作詞をされまして、知ってる人は知ってるかもしれませんが、小室等さんで私大好きなんです、この方が作曲をされております。ここのですね、3番目の歌詞がないんです。3番目の歌詞がない。毎年ですね、卒業式の前に6年生がその3番目の歌詞を作るという、そういった形のものもございますし、やはりどなたかに委嘱を

するよりも、私はそういった子どもたちや市民が参加できるような形での歌詞の制作についても、そういうご答弁ございましたので、ぜひそういうスタイルで末永く尾花沢を愛する、そして親しむ、そういう歌詞を校歌をぜひお願ひしたいなと思っております。

次にですね、いわゆる尾花沢市の学校区というのは、福原の場合は福原小学校というふうに決まっております。規則で決まっているんですが、さまざまな事情のお持ちの方がおりまして、その学校区の変更について、いろいろご相談が来ているということでございました。これ私の参考資料の1-②のほうにですね、学校教育法施行規則第8条、「その指定した学校、小中学校、中学校または義務教育学校を変更する場合の要件及び手続きに関し、必要な事項を定め、公表するものとする」というふうにもなっております。村山、東根、天童市もホームページで公開をしております。尾花沢市ではまず、私この公開をするということが大事なんじゃないかなと思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

教育指導室長。

◎教育指導室長（工藤雅史君）

ご指摘いただきまして、ありがとうございます。公表につきましては至急対応したいと思っております。これまでと同様、その上で個々の相談に丁寧に対応するとともに、これまでと同様、基準に基づいて判断してまいりたいと思っております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

青野議員。

◎1番（青野隆一議員）

それで尾花沢市の場合、内規という形で、実は公開を今されておられません。先ほど東根市の事例を申し上げましたけれども、村山市でも、転校による友人関係や環境の変化が本人にとって大きな負担になると認められる場合も、この変更を認めているということで、天童市でも、転居前に通学した小学校または中学校に引き続き通学を希望する場合も認めているということで、各地によってさまざま要件があるかと思ひます。もう尾花沢市はあと1年、2年でこの規則すら必要なくなる。どこからでも通えるわけですので、その要件ですね、これまでもいろんなことでご相談いただいたと思うんですが、より弾力的な、より緩やかな、そういう学区の変更についても認める、認めていくというような方向性についても、あらためてこの見直しをしていただきたいなというふうに思うんですが

も、いかがでしょうか。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

教育指導室長。

◎教育指導室長（工 藤 雅 史 君）

お答えします。東根市さんや村山市さんと本市の実状が多少異なるのかなというふうに思っております。今ある学校、非常に小規模の学校が多く、学年が存在しなくなると。極端に言うとも学校が存在しなくなるというふうな可能性も秘めている学校さんも多くあります。これは、ふるさと愛の醸成を育成するという趣旨と、相反することになってくるのかなというふうに思います。先ほどと同じような形になりますけれども、この学級編制というのは、教員の配置数にも関わってきておりまして、9月からですね、1ヵ月ごとに、各学校の次の年の児童生徒数を県のほうに報告しながら、非常にデリケートな形で進めているところであります。そういった中、本市においてはこれまでと同様、基準は今後、公表という形は取らせていただきますが、あくまでこの基準に基づいて、丁寧に個々の事情には聞き取りをさせていただきながら、やむを得ない事情であるのかといったところなどを基準に基づいて、判断していくということは、今後も変わらないかなというふうに思っております。以上です。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

青野議員。

◎1番（青 野 隆 一 議員）

公表されるということでありまして、その内規について公表されるというふうになると思うんですが、やはりですね、その一人ひとりの子どもの、あるいは親御さんの状況、それを十分に勘案していただいて、やっぱりやむを得ない、何でも私は希望があれば変更を認めるということは、もちろん賛成ではありません。そうではなくて、その人の持っている実状をより精査をしていただいて、これまで以上に私は緩やかな、その教育長認める場合というのも一項ございますので、その辺も含めながら、ぜひですね、緩やかな対応、1年の間、極力ご相談にのっていただきたいなということを、ご要望申し上げたいというふうに思っております。

次にスクールバスでございますけれども、来年からいよいよ福原中学校については、もうあと1年で統合ということでございます。そうしますと、3月定例会には、どんな運行をして、どういうバスを走らせるのか。予算要求も含めまして、ある程度決めていかなきゃならないというふうに思っているんですけども、

その保護者の皆さん方との話し合いなどというものは、持たれているんでしょうか。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

こども教育課長。

◎こども教育課長（岸 栄 樹 君）

議員ご指摘のスクールバスの、特に福原地区が初めて中学生がスクールバスを利用するというので、不安に思っている保護者の方もいらっしゃるかと思いますので、今現在につきましては、定期的に運行業者さんと運行経路について今、話し合いを持っているところであり、今月中にもう一度開催したいなというふうに思っております。方向性が見出だせて、運行経路について、ある程度定まった段階で、学校と連携をしながら、保護者の方にもしっかりと対応してまいりたいというふうには想定してございますので、よろしくお願い致します。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

青野議員。

◎1番（青 野 隆 一 議員）

そういった話を持っていただくということは、大変ありがたいなと思っております。先日、宮沢地区の区長さんたちの意見交換会の中で、バス停で降ろされるんですけども、そこから女の子が夜、暗がりの中を10分ほど歩かなきゃならないと。何とかもう少し入ってもらえないかというふうなご要望ございました。こんな要望も含めましてですね、私やっぱり、これからちょうど統合中学校に入学をすることになる今の福原中学校の1年生、福原小学校の5、6年生、移行するわけですけども、その今スクールバスの問題だけではなくてですね、いろんなその統合することに対する、今あの通知は来てるようですけども、ほぼ尾花沢小学校の校則にのったような形で、冬の外装着の問題とか、いろんな形が今、提示をされているようです。私、教育長にお願いをしたいんですけども、やはりそのそういう機会を持っていただけるといことなので、ぜひ教育長も一緒に参加をしていただいて、不安とかですね、やっぱり今後どんなことを期待されているのか、ぜひ生の声をですね、その聞いていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

教育長。

◎教育長（村 松 真 君）

今後さまざまな意見が出てくると思われます。そこに関しましては、丁寧に聞きまして、そして対応できるものに関しましては、十分に対応していきたい



というふうに考えております。また今現在、準備委員会等で話を進めておりますので、順序よくですね。決めなきゃならないものは決めていく。それから、ぜひ多くの方々の意見も拾っていききたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

◎議長（菅野修一議員）

青野議員。

◎1番（青野隆一議員）

統合準備委員会など、本当にいろんな皆さん方が、市民の代表される方々が関わって、新しいすばらしい学校にしていこうということで話が進められております。その中でもやはり教育長にお願いしたいのは、その該当するやっぱりその子どもたち、あるいは保護者の皆さん方が不安なく中学校に希望を持って進めるような形のものを取っていただくには、やっぱり生の声を、これ叶えられるものも、叶えられないものもあることも私承知です。でも、その、やっぱり今お持ちの声というものをぜひ聞いていただいて、今後のそういった審議会などにも反映していただくように、ぜひご参加をしていただくようお願い申し上げたいというふうに思います。

あとスクールバスの車庫棟については、今回の答弁では全く考えていないということでございました。私の知るところでは、大石田はもちろんでありますけれども、村山でも車庫棟ございます。舟形町でも14台の車庫棟がございまして、舟形町では、やはり雪道でどうしても走ってくると、それがサビに結びついて、床がぼろぼろになったりするんだということで、70万円ぐらいの高速洗浄機を2台、その車庫棟に配置をして、そしてまた水ワックスとか、あるいはその鉄分をとる薬剤というものを、プロ仕様のものを使っているんだと。大事に使っているという話がございました。ここでやはり私はですね、子どもたちの本当に秒、分を争うぐらいの下校あるいは登校の状況が今後予想されます。そうした中で、安全に運行していくためのスクールバスのあり方について、車庫棟も含めて、今後ですね、私から十分ご検討いただきたいと。建設する考えはございませんということではなくて、あらためて近隣の状況を見ながら、尾花沢にふさわしい、尾花沢の子どもたちの安全を守るためのスクールバスのあり方について、ぜひご議論進めいただきたいというふうに要望申し上げます。

それではですね、土砂災害警戒区域について、移らせていただきます。今後のレベル3、レベル4の出

し方については、いろいろ情報を周知しながら、今後、考えていきたいということでございましたので、その1件についてはぜひ、より区長さんや、あるいは地域の避難をされる対象になっている方々の状況を踏まえながら、あらためて共有化していただきたいなというふうに思っております。資料の7、ちょっとカラーであります、非常に見づらいんです。これは防災マップの詳細図ということで、防災情報ガイドに掲載されています。これ私の住む寺内地区でございます。これですね、やっぱり見てもですね、なかなかどこまでがそのエリアで、その下は該当しないのかと。やっぱりこの辺非常に分かりづらい。このほかにも、国で出してるもの、あるいは写真付きのものあるんですが、非常に分かりづらいというのが私の感想でございます。この東光寺のところでございますけれども、今回ですね、7月の豪雨災害で土砂が人家に押し寄せたということがございました。土砂を撤去して、矢板で土留工事を行って、最小限度の復旧工事をしたんですけれども、雨が降りますと、むき出しになった斜面から穴が開いてまして、そこから水が流れ出てくることが分かりました。やはり、ご家族にすれば、雨が降るたびに、またいつ崩れないかという心配な日々を過ごされております。建設課長も危機管理課長も現場を先日見ていただきました。もし自分がここに住んでいるというふうに仮定した場合、どんなふうに感じたか、お聞かせいただきたいと思います。

◎議長（菅野修一議員）

建設課長。

◎建設課長（鈴木敏君）

先月11月の初めですけれども、青野議員と一緒にその現場のほうを見させていただきました。その際ですけれども、居住空間安全対策事業を活用しまして、矢板を2段設置しておりました。ただやはり高さも結構あったということもあって、状況的にはもう、危ないなという印象は受けたところでございます。

◎議長（菅野修一議員）

防災危機管理課長。

◎防災危機管理課長（間宮明君）

私のほうも青野議員と現場のほう確認させていただきました。東光寺のその水路のほうが大いぶ閉塞してまいりまして、その影響か、その人家のほうに水のほうが流れてきているということで、実感としては大変危険な状態ではあるというのは、見て取ったところでございます。先ほどありました7月の寺内、並びに9月の常盤小学校などの土砂災害については、やはり指定

区域外のところで、本市で発生しているということがありますので、県のほうでも動きとしまして、県内で約5,200カ所、指定区域がある以外のところでも追加として7,000カ所を追加するという、新聞報道があったところがございます。本市においても、その寺内も含めて、その未指定であった場所も今後、指定になるのではないかとということを捉えているところでございます。それを受けまして、今後県のほうに進めていきたいと考えております。

◎議長（菅野修一議員）

青野議員。

◎1番（青野隆一議員）

もし自分がそこに住んでいるとしたらということでございますけれども、やはり、雨が降るたびに、本当にまた土砂が崩れてくるんじゃないかという心配が絶えないという、私状況だと思っています。市長の答弁にもありました。私たち行政の役割は、どのような状況でも市民の命を守ることだというふうに答弁をされております。先ほど、5戸以上の部分については県の事業で、今、岩谷沢地区やあるいは牛房野地区、やっております。ただ4戸以下の部分については、今のところ何ら対応するその法令、いわば何もございません。私はそういう意味で、八頭町というところの、いわゆる小規模傾斜地崩壊対策事業実施要綱というものを定めているというところを紹介させていただきました。全国でも、私調べたらかなりの数が、そうやって小規模のところを、本当に災害で、今々危ないというふうなところについては、市のあるいは自治体のほうで、何らかの対応していくというところが、そういう要綱を定めてですね、やってらっしゃるところがございます。尾花沢市におかれましては、県内ではまだないようですけれども、やはり尾花沢市が率先してですね、そういった県のほうで対応できない、そういう危険を感じている人家について、一定程度の工事をやるんだという、そういう要綱を定めていただきたいなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

先ほど建設課長と防災課長のほうが、ちょっと答弁申し上げましたが、私も寺内の今回災害あった場所を拝見させていただきました。私も議員が仰ったように、私もあそこに仮に住まわせていただければ、非常に心配だと。あのお宅以外にも、実はたくさん同じような場所がございます。私が1軒1軒全部お泊りさせていた

だくわけにもいきません。しかしそういう中で、私は決して私の私事として捉えて、全ての市民の方々がお困りの案件に、常に正面から向かわせていただいているというのが私の仕事であります。したがって、決して他人ごとと思って我々はやってるわけではありません。あの場所についても、担当の課長とも話し、早急にできることはないんだろうかというようなことで、手当させていただいたことが、今やらせていただいている精一杯の部分ではあります。ご承知のとおり、やはり県には県のルールがあって、それにしたがって、そしてまたお1人の方だけではなくて、県民100万人もある県民の中の方々に、等しく均等に対応していくということを前提にですね、さまざまなことをやっているとは言いながらも、私は尾花沢の首長として、尾花沢の実態を常に機会があるごとに、こういう危険な場所を何とかしてほしいと。実はほかの地域でも、県のほうから今まで継続して事業をやったところを、今年からその事業が進められなくなったということに対して、私もそれはおかしいというようなことで今調整をし、継続してもらえるような方向を何とか探してほしいということで、調整している案件も実はあります。そういうことも含めてですね、県でやってもらうものについては、やっぱり県のほうにしっかり実状を訴え、例えば先ほどの小規模の自治体でやれる部分についても、今回の災害もそうでありましたが、ほかのところでやってなくても、我々は自治体でできる範囲ということで、農家さんの負担がゼロという形にさせていただいた。災害においても、我々も例えば限度額が低すぎるというのであれば、先ほども申し上げたとおり、見直しをしてですね、何とか市民の方々に不安を取り除けるような施策を、今後ともしっかり進めていけるように、また皆様方にもその辺のご尽力をお願いを申し上げたいというふうに思っております。

◎議長（菅野修一議員）

青野議員。

◎1番（青野隆一議員）

今市長からも市民の命を守るために、自分事として対応していきたいというご答弁いただきました。ありがとうございます。本当に県、県のほうにも要望ということで、もう1回ですね、その区域の今の状況でいいのかどうか。もっとエリアが広がらないのかどうか。あるいは市単独でそういった要綱を作った場合に、半分ぐらいは市で、県で持っていただくとか、そういった要望を私はもっともって県のほうにも声を取り入れていただきたいと思います。市長が仰るように、ど



ここに住んでいても同じように命は等しく守らなければならない。このことが原点だと思っております。そうした意味で、私は先ほど14カ所、そういった土地、ところがあるということでございました。ぜひですね、私がお指摘をした寺内地区だけではなくて、そうやって本当に来年あるいは明日でも、そういった危機のあるところがないのか、あるのか。ここは徹底して調べていただいて、できるものであれば危険なところはぜひですね、そのやっぱり要綱を作らないとできない話でありますので、要綱の作成についても、ぜひご検討していただきたいというふうに思っております。

もう時間でございますけれども、やはり能登半島の地震につきましては正月に発生しました。真夜中であれ、あるいは真冬であれ、災害は時所を構わず、やっぱりいつやってくるか分からないという現状にございます。そうした状況に対しまして、備えがあれば憂いなしという言葉ありますけれども、やはり、尾花沢市でも今回、7月と9月に2回の大きな豪雨災害を経験をいたしました。今、さまざまなご議論をいただいているとおり、課題も多々あると思います。また、方向性についても、みんなで協議をしながら、地域の皆さんとも話をしながら進めていかなきゃならない課題もあらうかと思います。このそしてですねやっぱり今、新庄から東活断層というものが尾花沢にも走っていて、この30年に、30年以内に震度6強のマグニチュード7.1の地震が起きる可能性は5%というふうに言われております。これも、非常に確率の高い、いつ起こるか分からない、そういったことも考え合わせながら、尾花沢市民の財産と生命を守る。市長が言ったような、やっぱりその現場をですね、しっかりと調査をしていただいて、できる対応を早急にさせていただきたい。そのことを、来年度の予算、あるいは人事体制もですね、本当に今、危機管理室3人なんですけれども、これでいいのかどうかも含めて、やはり教訓として、来年度に向けて万全な体制をぜひ構築をしていただきたい、このことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

先ほどの話とちょっと重複する部分もあるんですが、大雨で避難しなければいけない。まさに議員が仰ったとおり、どこで何が起きるか分からない状況の中で、今できることを我々最善の防災、事前にできることの対策をしておる中でも、やはりどうしてもできな

い部分ある。そこにおいて何ができるかと。そうしたらやはり早急に避難していただく。これはもうまさに議員の皆さん、市民の皆さんにぜひお願いしたいのは、我々の情報のもとに、何とか早めに避難していただくということをぜひお願いしたいというふうに思います。

◎議長（菅野修一議員）

以上で、青野隆一議員の質問を打ち切ります。

次に5番 鈴木清議員の発言を許します。鈴木清議員。

〔5番 鈴木清議員 登壇〕

◎5番（鈴木清議員）

12月定例会の通告にしたがい、一般質問をさせていただきます。私の質問は大きく3点です。

1つ目、生活交通としてのライドシェア構想を。今年の4月から日本でのライドシェアが解禁され、タクシー会社が運行管理のライドシェアが東北運輸局から許可され、12月に銀山で試行されることになりました。一方で、本来のライドシェアは、一般ドライバーによる自動車を相乗りすることにより、生活交通の手段として構想し、交通不便空白地域へのサービスとして、自治体やNPO法人が運営し、導入すべきではないかと私は考えております。以下、ライドシェア構想について質問いたします。

①本市の交通空白地の今後の対応と方向性について、どのように考えていますか。②交通弱者、高齢者の移動支援の今後の方向性についてどのように考えていますか。参考例として、高齢者の課題は、買い物、病院の通院が最大のものとなっており、南陽市では、「カーシェアリング南陽市助け合いの会」というのを社会福祉協議会が行っております。長井市では、車で送迎する移動支援事業、「長井市コミュニティ協議会」が始まっております。

大きい2点目です。尾花沢市こども計画（素案）について。国によるこども基本法が令和5年4月に施行され、こども大綱、こども未来戦略、児童福祉法の改正などにより、本市でもこども計画素案、「こども・若者の夢かがやき 笑顔の花咲くまち おばなざわ」のもとに、検討の段階に入っております。気になる点などいくつか質問させていただきます。

①今年度の本市の出生数は30人台と聞いておりますが、少子化対策が急務と考えますが、どうでしょうか。②本市のピラミッドで、人口ピラミッドで最も痩せ細っているのが20代の若者となっています。若者のふろさと回帰となるよう、高等教育支援、就労支援が重要と考えますが、どうでしょうか。③ヤングケアラー一問

題についてです。こどもの生活に関する実態調査をしていただきまして、43ページでは、家族の中に自身が世話をしている人がいますか。44ページでは、家族の世話をしているため、我慢していることがありますかの回答が予想外に多く、高い数字でありました。これらは、ヤングケアラーの問題につながるアンケートであるため、なお詳細に調べ、支援を考える必要があると考えますがどうでしょうか。④こどもの意見表明について、表明権について、70ページでは取り組むべき施策の展開の中で、こども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実として、「こども若者いけんぶらす」というのが入っておりますが、どのような内容と構想であるかお尋ねします。

大きい3点目です。名木沢地区の亜炭鉱の空洞調査をしてはどうかという問題です。度重なる豪雨水害により、名木沢地区、特に西野々地区では、田畑の陥没や崖崩れが多発しております。山形県鉱山誌によれば、数社の炭鉱会社の名前が並んでおり、因果関係があるかもしれないため、以下質問いたします。

①過去何ヵ所、亜炭鉱が原因と疑われる陥没、崖崩れの事例、または訴えがあったかどうか。またそれは、どう復旧工事がされましたか。②一度空洞調査を行い、危険度を調べてはどうでしょうか。参考例として、岐阜県御嵩町の亜炭鉱跡対策事業というのがあります。③亜炭鉱、亜炭廃鉱により陥没が発生した場合、鉱害と認定されれば、国や県による復旧工事が行われるかどうかお尋ねします。

以上が私の一般質問であります。回答によりまして、議席で再質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（菅野修一 議員）

市長。

〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市長（結城 裕 君）

鈴木清議員からは大きく3つのご質問をいただきました。2つ目の尾花沢市こども計画、これは素案ですが、これの詳細につきましては、担当課より答弁をいたさせます。

初めに、生活交通としてのライドシェア構想についてであります。本市の公共交通につきましては、定期運行の路線バスを市民の足として走らせており、現在市内で8路線が運行されています。また、令和3年度からは、路線バスが廃線となった中山間集落において、地域の実状に合った持続可能な公共交通を目指して、タクシー補助の「おばくる」を実施しております。

今年度より、地域の実状に合った持続可能な公共交通の環境を整えるため、尾花沢市地域公共交通活性化共創協議会を立ち上げており、10月には約2,100名の方々を対象に市民アンケート調査を実施して、半数以上の皆様から回答をいただいております。現在、アンケート結果をもとにデータの分析を行っておりますが、今後は同協議会において市民の声をもとにしながら、例えば、AIデマンド交通等の導入に向けたシミュレーションや実証実験など、費用対効果も含めた検証を行いながら、より効率的な公共交通のあり方を検討していく考えであります。

議員からは、公共交通の空白地についてのご質問がありますが、国の地域公共交通確保維持改善事業では、半径1km以内にバスの停留所等が存在しない集落とされており、本市におきましてはバス路線がなく、かつ「おばくる」の未実施区域とすれば、福原地区の3つの集落、荻袋開拓、大海平、西野々の3地区となっております。ただし、これらの地域についても、既に高齢者おもしろタクシー事業によりタクシー券を交付し、高齢者の移動手段の確保を図っておりますので、タクシー券の交付を受けておられない交通弱者を中心とした、公共交通空白地解消に向けた取り組みとしては、「おばくる」や「AIデマンド交通」など地域の実状にあった公共交通のあり方を、今後関係機関と協議してまいります。

続きまして、交通弱者、高齢者の方々の移動支援の今後の方向性につきましてですが、高齢者等の移動支援の今後の方向性につきましては、タクシー券の電子化など、利用者のさらなる利便性向上に向け、現在、高齢者おもしろタクシー券事業を推進しているところであります。この事業は、利用者の買い物、病院の通院といった個々の移動に利用しやすい取り組みであると考えており、今後も高齢者おもしろタクシー券をご活用いただくことで、高齢者の方々の移動手段の一助となれればと考えております。

また、例えば、AIデマンド交通を導入することで、特に本町地区の住民の方々のほか、通院や買い物のために路線バス等で市街地においでになられた方々の移動がスムーズになると考えられますので、今後シミュレーションを実施するとともに、実証運行において本市が抱える公共交通の課題を把握することによって、さらなる利便性の向上に取り組んでまいります。

次に、尾花沢市こども計画、これは素案ですが、これの、これについてであります。尾花沢市こども計画は、こども基本法第10条に規定する、市町村こども

計画として策定するものであります。国におきましては、少子化、人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、持続可能な社会経済の仕組みを構築することを目的として、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、同年12月、同法に基づき「こども大綱」や「こども未来戦略」が閣議決定されるなど、こども施策に関する基本的な方針等が定められたところであります。

こども計画につきましては、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして作成することが可能であり、本市においては、今年度をもって「第2期尾花沢市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了することから、子どもの権利保障や、子ども・子育て施策を総合的、計画的に推進するため、尾花沢市こども計画を策定することとしております。

現在、尾花沢市こどもまんなか社会推進協議会におきまして、本計画の内容について協議しているところであり、今月下旬に素案を確定して、来年1月のパブリックコメントを経て、3月に完成の予定としております。その後ホームページ等で広く皆様方に公開していく考えであります。

なお、現在はまだ素案を協議している段階でありますので、素案の内容に係る3つ目の質問と4つ目の質問に関しては、後ほど担当課より答弁をいたさせます。

初めに、本市の出生数と少子化対策についてのご質問ですが、令和6年11月末現在の出生数は21人であり、今年度の予想される出生数は約30人となっております。尾花沢市こども計画素案において、少子化に関連する記載があるようですが、例えば、こども・若者を取り巻く現状の「婚姻、出生等の状況」によりますと、本市の男女ともにいずれの年齢層においても、未婚率が増加傾向で推移しているようであります。特に男性は女性と比べて未婚率が高くなっており、令和2年の35～39歳の未婚率が女性の21.8%に対して、男性は42.1%と約2倍の割合となっております。日本における出生する子どもの約98%が婚姻関係にある嫡出子であることから、少子化の1番の原因は、未婚の若者が増加しているからだと考えられます。

本市におきましても、平成17年度から尾花沢市結婚促進協議会、通称L a L a ネットを立ち上げて、仲人役のマッチングサポーターを委嘱しながら、結婚相談会や婚活イベントを開催するなど、婚活支援に取り組んでいるところであります。また、今年度からは、スマートフォン等から手軽に参加できる、婚活マッチングサイト「A i ナビやまがた」への登録を推進する補

助事業を開始するなど、さまざまな取り組みにより、結婚につながる機会の創出に取り組んでいるところであります。

一方で、厚生労働白書をみますと、20代の若者の60%以上が「結婚は個人の自由であり、結婚してもしなくてもどちらでもよい」という意識調査の結果が出ております。いわゆる、結婚するかしないかについての社会的自由度が高まってきた結果が、結婚離れが進み少子化につながっているものと認識しております。このような実態を踏まえれば、少子化対策で出生数を上げる場合、一自治体だけでは限界があるのではないのでしょうか。やはり国の大きな舵取りが必要であり、今の若者にマッチした出生数の増加につながる国策を強く今後も要望していく考えであります。

次に、若者のふるさと回帰となるような高等教育支援や就労支援についてであります。地元就職の促進につきましては、次の3つの施策に取り組んでいるところであります。

1つ目は、小学生から大学生までの幅広い年代においてキャリア教育を推進しております。企業懇談会の会員企業の皆様の協力を得ながら、職業体験や企業訪問等を実施することで、市内の企業に対する理解を深めていただき、地元就職につなげていきたいと考えております。

2つ目は、じもと就職応援スタートアップ激励金事業として、新規学卒者が市内の企業へ就職された際に20万円を交付しており、就職準備に掛かる費用負担を軽減することで、地元企業を選んでいただくきっかけを作っております。

3つ目は、市内企業の魅力紹介と職業選択のサポートブックとして、企業ガイドブックを作成しております。高校3年生がおられるご家庭や県内の各高校、市内小中学校へ配付しており、今年度からは中学3年生にも対象を広げ、配付する予定であります。また、高等教育支援として、経済的な理由により高等学校への就学が困難なご家庭を対象とし、高校等在学中に月額18,000円の貸付金を無利子で借りることのできる尾花沢市おもたか奨学金制度や、県と市で行っている、山形県内に居住、就業して3年経過後に奨学金の返還を支援するやまがた就職促進奨学金返還支援事業があります。このような奨学金制度をより多くの方に活用していただけるよう、さまざまな場面で周知に努めているところであります。

続きまして、名木沢地区亜炭鉱の空洞調査についてお答えを申し上げます。山形県の亜炭鉱山は、戦時中



の石炭不足を補うため大々的に開発され、鉱山誌で所在を把握できるのは108鉱山で、所在不明も多いとされております。戦後は復興資材としての重要度から盛んに採掘され、昭和35年には全国2位の生産量となっております。亜炭鉱山は北村山、最上地域に多く、中でも舟形町、尾花沢市、大石田町一体の最上川の溪谷沿いに炭層が集中して、亜炭の採掘が行われたようではありますが、産業エネルギーが石炭から石油に転換されたことに伴い、需要が激減して現在では全て閉山となっております。

本市におきまして、過去10年に亜炭鉱害の認定を受け、亜炭鉱害復旧事業を活用した事例は6件あり、全て西野々地区の事例となっております。工事は、陥没した部分を埋め戻すものであり、復旧を行ってまいりました。陥没が発生した場合の亜炭鉱害の復旧事業についてですが、市が実施主体となって、事業費の50%が国費、50%が県の費用として、やまがた農業支援センターが管理する特定鉱害復旧事業等基金に一旦積み立てされたあと、同基金より補助金として82%が交付され、残りの18%は市が負担することとなっております。

次に、空洞調査についてであります。直近では、統合小学校の建設に関連して、その場所の地盤のボーリング調査を行ったところであります。その後、調査結果を基に地盤の強さや空洞の有無を確認して、空洞についてはないという判断をしたところであります。

西野々地区においては、過去にも亜炭鉱害の影響により陥没した事例もあることから、住民の皆様にとっては大変不安なものと感じております。そのため、まずは7月の豪雨の際に発災した土砂崩れが、亜炭鉱害により誘発されたものなのか、因果関係を確認してまいりたいというふうに思います。

また、名木沢地区の空洞調査についてであります。想定される調査場所は相当広範囲に及び、空洞の場所や有無さえも分からないということになれば、調査の精度も重要であると捉えております。そのため、今後調査方法やそれに伴う費用につきまして、国や県に相談してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

◎議長（菅野修一議員）

福祉課長。

◎福祉課長（本間孝一君）

尾花沢市子ども計画素案についてお答えいたします。子ども計画につきましては、まだ素案の段階でありまして、公表しているものではございません。これまで、

9月18日及び11月5日に尾花沢市子どもまんなか社会推進会議に素案について協議し、11月13日の産業厚生常任委員会で素案をお示しさせていただき、ご意見をいただいたところであります。それらを反映し12月末に第3回目の子どもまんなか社会推進会議を開催し協議してまいります。さらに1月にパブリックコメントを実施し、全員協議会での報告を得て、年度内には完成させ公表していく考えであります。

鈴木議員お尋ねのヤングケアラーのアンケートにつきましては、計画を策定するにあたり実施した子どもの生活に関する実態調査の結果でございます。「家族の中に、あなたがお世話をしている人はいますか」の質問に対し、36.2%が「いる」と答えております。質問では「お世話」とは「家庭内でお母さん、お父さんたちが行う家事、毎日の食事の準備、掃除洗濯などや、家族、兄弟やおじいさん、おばあさんの世話などの世話をすること」と注釈を入れていたことから、お手伝いの範囲と思える食事の準備や、小さな兄弟の世話なども含まれ、高い数字となった要因であると考えられております。今後詳細に調査をする予定はございません。ヤングケアラーの状態を知るにあたっては、本人の意思を尊重することや、本人や家族の思いを第一に考えることが重要です。各種支援が必要であると思われる場合は、本人との対話の中で緊急性を確認し、子どもが素直な気持ちを表せる信頼関係を大事にしながら状況を把握するとともに、必要な支援に結び付けることができるようにすることが重要であると思います。要保護児童対策地域協議会や子ども家庭センターの充実等を計画に盛り込み対応してまいりたいと思っております。

次に、こども若者いけんぷらすについてですが、こども家庭庁が行っている、子どもや若者がさまざまな方法で自分の意見を表明し、社会に参加する取り組みです。小学校1年生から20代の方であれば誰でも「ぷらすメンバー」になることができ、自由に意見を伝えることができるものです。出された意見については政策にどのように反映されたのか。また、反映されなかったのはなぜかをフィードバック資料として公表しています。自らの意見が十分に聴かれ、自分たちの声によって社会に何らかの影響を与える経験によって、こども若者の自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性が高まることから、このこども家庭庁の取り組みについて広く周知し、参加を推進していきたいと考えており、計画に反映させてまいりたいと思っております。なお、詳細につきましては、今後、こども

まんなか社会推進会議で協議し決定してまいります。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴 木 清 議員）

残り30分となりましたけれども、よろしくお願ひします。ライドシェア構想についてであります。最初に交通空白地の考え方です。担当課より半径1km以内にバスの停留所などが存在してない集落というふうな基準を仰っていただきましたけれども、1kmを歩ける人というのは、どういう人たちを想定しておりますか。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（斎 藤 健 司 君）

通常の健常者の方であれば、1kmは徒歩とかであれば可能だと考えております。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴 木 清 議員）

交通空白地とは、いろいろ定義が定まっております。国土交通省でも条件が1km、バス停から1km、それから600m、500m、300mという4段階に考えております。その中で1km歩けるというのは、丈夫な人だなというふうに思います。高齢者でバスを利用して買い物をする場合に、重い荷物を持って1km歩けるかどうか。それを空白地の基準にしてもらっては困ります。いろんな識者の意見では300mから500mが限界だというふうな意見出ております。私の母を見ても、杖をついて物を持って歩くのは大変困難であります。そういった意味で、空白地を考えていただきたいというのが1つあります。それで300m半径としますと、だいたい人口の20%、それから地域の面積によりまして50%という厳しい条件が出てきます。それで尾花沢の場合、バス停がどこにあって、本当に歩けるだろうかという基準を考えていただきたいと思います。

2つ目、交通弱者についての考え方です。このたびライドシェア構想ということで、通常タクシー会社のライドシェアばかりが注目を浴びますが、そうではなくて、自治体やNPO法人などで管理運行するライドシェアというのが求められております。ライドをシェアするということで、乗り合い、乗り合わせるという本来の意味でありますので、そういった点で交通弱者のことを考えていただきたいと思います。今、高齢者の2大課題というのが、買い物についてと、それから病院の通院についてです。尾花沢では、中央診

療所、公立病院がありますが、今どのような路線とかなっておりますか。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（斎 藤 健 司 君）

まず、公立病院に関しましては、路線的には48号ライナーと、あとは大石田経由の公立病院線2本ございます。中央診療所までですと市内の循環バス、あるいはあとは路線バス等で、市役所からの巡回バスに乗り継いでいただくというふうな運行方法がございます。以上となります。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴 木 清 議員）

今回、南陽市と長井市の事例をちょっと紹介しました。私は公共交通について質問するのは今回で3回目になっております。今回は空白地と交通弱者にちょっと絞らせていただきました。それで買い物難民とか、通院難民というふうな言われ方をしますけれども、買い物難民については今回端折りまして、現在進め、考え方として進められているのは、路線バスをどうするかということ、それからもう1つは、デマンドを使ったらいいかどうか。特にAIデマンドということで、実証実験やアンケート調査をしておるところです。それプラス、ライドシェアということで、長井や南陽市のようなやり方も出てきております。それら3つをこれからどう再編する考えなのか、現段階での考えをお聞きしたいと思います。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（斎 藤 健 司 君）

現在の考え方ですけれども、まず現在の移動サービスとしましては、路線バスとタクシーがございます。その中でもタクシーに関しましては、まず一般のタクシーだったり、タクシー券、あるいはさらにおぼくる、そういったことで、さまざまなタクシーの種類といたしますか、活用方法がございます。これに加えて、AIデマンドが入った場合、かなり混乱するんではないかというふうに考えております。そういったものを整理して、あくまでAIデマンドも選択肢の1つとして考えております。

それでライドシェアですけれども、まずライドシェアに関しましては、一般のドライバーが自家用車を活用して、タクシーの不足分を補うということで理解しております。そういったことから、まず現段階では交

通、公共交通の手段として、取り入れるのは難しいんじゃないのかなというふうに考えております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴木清議員）

なかなかライドシェアは難しいという判断であるというふうなことでございますが、南陽市でやられておるのは、南陽市の助け合いの会ということでやっていると。なぜそこをやってるかといいますと、「高齢者の移動をお互いに助け合う」ということが目的と、それから「支え合える地域社会をつくる」、今作らないとだめだという認識のもとで、コミュニティをどう守っていくかという課題に対して、自主的にやられているところでございます。そういったやり方が1つあると。南陽市に関しては、公民館事業として、長井コミュニティ協議会の中で、公民館の事業に対して迎えに行き、参加してもらって、また送ると。そういうさまざまな工夫がしてありまして、路線バスでは対応できないところを組み合わせでやっているとということなので、そこはぜひ考えていただきたいと思います。

私が山形県内見ますと、6自治体で、デマンドバスをやっていない。デマンドバスを令和4年から始めた最上町が大変参考になります。5つの自治体、5つの地域をデマンドで要望があったら、それに合わせて動く。路線バスというのは、定時、定路線で、乗る人がいなくても、空気を運ぶと言われて批判されますけれども、そうではなくて、要望、デマンドに合わせて移動できると。最上町の場合は200円で高齢者は行けます。病院に行けば、帰りのバス賃は無料券がもらえると。往復200円で行けるというやり方しておりますので、ぜひ参考にさせていただきたい。一押しの最上町でございます。

それでは最後に、公共交通のアンケートを取られているようですが、これから公表なると思いますが、私のほうにたくさん書いたよという人がいまして、いろんな人がたくさん書いたのを公表してほしいと。ほかの人の市民の考えも知りたいから、ホームページとか何かで知る方法にしてくださいという要望がありました。いかがですか。

◎議長（菅野修一議員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（斎藤健司君）

先ほどの市長答弁にもございましたけれども、10月に2,172名を対象にアンケート調査を実施しまして、

1,120名の方から回答をいただいております。現在分析中ですので、その分析が終わりましたら、協議会のほうでまずご報告させていただきまして、順次公表していきたいと考えております。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴木清議員）

ぜひ公表していただいて、交通空白地、交通弱者、高齢者を守るような公共交通にしていだきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、こども計画素案についてであります。1番目の出生数が30人というのは大変ショッキングな数字になっております。これから作る統合小学校は1学年3学級を作るわけですが、3つもいるのかなと。そんな大きい学校いるのかなというふうに、市民は思うと思うんですけども、いかが考えてますか。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

子どもさんの人数、現在の子どもの数に合わせ、今いる方々が、今これから先の子どものさんがどうなるかではなくて、今の生徒さんに1番良い方法と、1番良い教育環境という思いで、これから設置するわけであって、その例えば今年30人の生徒さんのことを考えれば、若干確かに多いのかもしれませんが、今後、これから20年、30年、どういうふうになっていくかというところは、さすがに現時点で多い、少ないという議論ではないと思います。したがって、現時点で必要最小限のクラス編成というふうにご理解いただければよろしいんじゃないかなというふうに思います。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴木清議員）

尾花沢の出生数に関しては、毎年100人は出生があったんですけども、70人になった時、私たちはおやっと思ったんです。がくと下がって、そのあと、今30人に、どんどん下がってます。国で100万人出生あったのが、今70万人を切るというふうなことになる、市長答弁にありましたように、国の根本的な対策が必要だというふうなふうに思いますが、なるべく後世に借金を残さないように、いろいろ考えないといけないとは思っております。

2番目の質問で、高等教育支援とか就労支援というのは、前にも質問したので端折ります。

次の3番目のヤングケアラー問題です。先ほど数字



で30何%と言いましたけれども、ヤングケアラーの質問に対しては、小学生が45.3%、中学生が25.3%、いろいろ手伝いしているというふうなことです。それに対して我慢してることはありますかというの中で、自分の時間が取れない、睡眠が取れない、宿題勉強する時間が取れないなどの回答を、ちゃんと寄せていただいております。子どもたちはちゃんと正直に答えているなというふうに思います。先ほどの質問、答弁の中では、ヤングケアラーについて調査する予定はないという答弁で、大変がっかりしております。ヤングケアラーについての質問は以前に細々と質問したので、今回繰り返しませんけれども、家の中の家事、それから一般的なケア、薬を飲ませる、着替えの介助、それから感情面のサポート、それから身のケア、入浴介助、トイレ介助、それから次が兄弟のケアというのがあります。兄弟のケアも重要なヤングケアラーの条件となっておりますが、その条件入らないでしょうか。お願いします。

◎議長（菅野修一議員）

福祉課長。

◎福祉課長（本間孝一君）

ヤングケアラーの中の兄弟のケアということでございますけれども、アンケートの中にも兄弟の世話ということで追記してございます。でありますので、弟さん、妹さんと一緒に遊ぶというような事例も、このアンケートには含まれているのかなと感じているところです。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴木清議員）

ヤングケアラーについては、埼玉県などでも調査しておりまして、だいたい5%ぐらいの%になっておりまして、クラスに1人というふうな形になっております。こういう質問をした時に、こういうふうな回答出た場合に、その次の一歩が大事だと考えます。どんなケアをしていますか、どんなことをお手伝いしていますかと具体的に書いてもらおうと出てきます。子どもたちは、学校の先生にあまり伝えたくないという思いがいつもあるようなんですけれども、そうでなくて、調査をして、具体的に出してもらって支援をどうするかという考えでいただきたいと思いますと思うんですが、相談できる体制というのはどんなふうに考えていますか。

◎議長（菅野修一議員）

教育指導室長。

◎教育指導室長（工藤雅史君）

お答えします。学校は子どもたちと最も身近に関わるものの1つであるというふうに捉えております。ちょっとヤングケアラーとは話が違いかもかもしれませんが、虐待なども、疑いでも通告しなければいけないという義務があります。いろいろな視点から子どもたちと関わって、相談を定期的に設けたり、子どもたちの表情を見たりしながら、相談をしたりして、そういった子どもたちの内面について観察しながら、今現在も進めていて、心配な場合は報告上がってきて、関係機関と連携しながら対応しているというふうな状況にありますので、ヤングケアラーも合わせてそのように大きな中ですね、捉えていければなというふうに思っております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴木清議員）

ただ今、私大変失礼な失言をしてしまいました。先生方に相談しづらいというふうな言い方しましたけれども、そうじゃなくて、信頼される先生、例えば保健室の先生なんかにはよく喋ってくださるそうです。そのほか、スクールカウンセラーなども配置していただいているので、できるだけ子どもたちの声を引き出していきたいということで、大変重要なふうになりますので、相談できる体制を、温かい体制を作っていただきたいと思います。

それから4点目の子どもの意見表明権、こども若者いけんぶらすということでございます。どんなふうにして子どもの意見を聞き出したらいいかというのは、私たちの課題でもあると思うんです。尾花沢市制60周年の時に、子ども議会というのをやりまして、大変力を、準備期間もいて大変だったなという思い出はありますけれども、子どもたちの意見を聞いて、それを政策課題とするというのは重要な機会でありました。70周年に向けて、ぜひやっていただきたいと思います、いかがでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

議会の子どもさん方との議会を、ぜひ開催したいと思っておりますけれども、それは議会の皆様のご提案して決められることではないのでしょうか。ぜひですね、もう2度でも3度でもやっていただいて、はい、皆様方からご提案、日頃よりも皆様方からいろいろな面でご提案いただいているところでもありますし、さらに子どもさん方から、生の声、もちろんそれとはまた別に

すね、市長と語る会でも結構ですしですね、子どもさん方とお話できる機会がぜひ私も設けて、いろいろお話を聞いていきたいというふうに思います。

あと今ちょっと、先の話の関係として、ヤングケアラーという件、非常にこれは神経質というか、微妙なお話の部分だと思います。仮にそういうお話を聞きたいということがあったとしても、果たしてそのままの状態が本当に聞けるんだろうかという面が非常にあるんじゃないかなと。それは決して先生方の、いわゆる責任というか、そういうものでもないでしょうし、ご家庭の、それぞれ子どもさん方のご家庭の事情というのは、皆さんたぶん違うと思います。そういう中で、その非常に難しい問題、やっぱりできることは、そういうことを少しでも、どういう兆候が出てこられるのか分かりませんが、普段からの生徒さんとの対応の中で、ちょっとでも普段と違うなという様子の中からでも、ぜひ引き出しただけするように、先生方にもお願いしながら、そしてそういう状況があった時には、可能な限り地区の方々にもお力添えをいただくなど、本当にみんなで解決策を考えていかなければいけないのかなというふうには思います。

いずれにせよ、あんまりなんて言うんでしょうか、こちらから「聞きたい、聞きたい」と言っても、それはなかなか出てきにくい問題の1つなのかもしれませんが、いずれにせよ、受ける側のほうもしっかりそういう環境を作っていきたいというふうには思います。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴木清議員）

大変デリケートな問題であるというのは同感でございます。今回の、こどもまんなか社会を目指すのがこども計画だということで、現在抱えているさまざまな課題、子どもの貧困、自殺、いじめ、ヤングケアラー、そして今、闇バイトという問題も出てきております。範中としては保育、学校教育、学童保育など、さまざまな範囲をみんなで考えるんだというふうな計画でございます。5年間の中で、尾花沢市としては、統合小学校、統合中学校のデリケートな段階に入ってきておりますので、それを踏まえて、みんなで議論していただきたいと思います。先ほど答弁の中でも、担当課だけではなくて、全庁的な取り組み、町内ワーキング会議もやるんだということも言っていましたので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次の3点目の亜炭鉱の問題でございます。亜炭鉱の質問というのは、たぶん初めてぐらいだなというふう

に思います。亜炭鉱と言って分かる人は、市長と教育長と私ぐらいで、昔ダルマストーブに亜炭鉱を焚いて煙たい煙が出てきたり、弁当を温めたりした時代がありました。それが昭和30年代、40年代まで尾花沢続きますけれども、そういう思い出がある中で、今、テレビドラマで30年代、昭和30年代の炭鉱のドラマが出ております。海に眠るダイヤモンドというタイトルで、日曜日に放送されております。私たちの昔の時代を思い出すような、私はこれ質問するためにいろんな本を探っていきますと、尾花沢の亜炭鉱というのはすばらしい産業だったというのが、あちこちで出てきます。どれくらいすばらしいかと言いますと、県内で昭和20年代、30年代で、県内全部で20万tから30万t発掘したんですけれども、なんと尾花沢市は、全部で18ヵ所あるんですけれども、数的に残っているのは、西野々地区の6鉱山だけ、名前は言えませんが、その中で年間7万5,000t、率にすると4分の1です。県内の4分の1。多い時で28%、尾花沢のほかの炭鉱を合わせると、おそらく30%超えてるんじゃないかと思います。それぐらい尾花沢の炭鉱の歴史があったんだということを踏まえて、私は質問をしたわけです。大変前向きなご回答いただきまして、まず特定公害と認定されるという理解でよろしいんですか。

◎議長（菅野修一議員）

農林課長。

◎農林課長（五十嵐満徳君）

お答えいたします。特定公害というものにつきましては、まずは亜炭鉱害が想定される被害であったということを、まずは市町村のほうに報告いただくこととなります。市のほうでは県、国のほうに被害報告を提出いたしまして、国が現場で実態を調査し、公害の被害であるか、否かについて国が判断することになりますので、亜炭鉱害については、まずは国の判断だということをご理解いただければというふうに思います。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴木清議員）

国に報告する義務があると。過去10年に認定を受けてきた事例は6件あるということで、事例はあるということで、認識だと思います。今まで、今日も西野々の方々が来て、傍聴しておられますが、豪雨水害のたびに陥没するところが多くて、これはやはりきちんと調べないと、認定されるかどうかも含めてしないと分からないと思ひまして、空洞調査というやり方が1つあるだろうなと思ったんですけれども、先ほどの認定

する場合に、特定公害復旧事業などの基金の取り決めがあって、特定公害というのは、もう1つ条件がありまして、深さ50m以内の採掘跡だというふうなことになります。なかなか資料残ってないんですけれども、山形県鉱山史の中で、名木沢の鉱山の例が1つ出てきます。それは第1番層が35mになっております。ということで、これも認定されるなと思います。なかなかその鉱山の資料というのがなくて、山形県でまとめてもらったのを頼りにするしかありません。西野々の場合は住宅地以外、はりめぐらされている地図がありまして、やはり特別にやっぱり見ていただかないといけないと思います。そういう国での事例がありましたら、県と国に相談するという体制を取っていただきたいというふうに思います。それで地元の人が陥没したというのがありましたら相談に来ると思いますので、その時には温かく相談していただいて、そんな国ではないよというのではなくて、どういうふうに陥没したかというのを見ると分かるんです。いろんなのが資料で、全国的にも出ておりますので、そういうのでぜひしていただきたい。尾花沢市史の中でこう書いてあります。昭和20年代後半から30年代前半の亜炭業は、当時の尾花沢では、活気あふれる産業であったと。過去のそういうすばらしい歴史があるんだと。その労働力として、地元の人が働きに出たり、農家の人が冬場の仕事で行ったり、協力して献身的に貢献しておりますので、それも踏まえて、今の農家の方々が、陥没を心配しなくてもいいように、心配はしますけれども、した場合に、その因果関係を調べてもらって、ぜひ相談に応じていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（菅野修一議員）

以上で、鈴木清議員の質問を打ち切ります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後1時00分

◎議長（菅野修一議員）

再開いたします。

この際、教育長から発言の申し出がありますので、これを許します。教育長。

◎教育長（村松真君）

貴重な時間をいただき大変申しわけございません。

先ほどの菅野議員の一般質問に対する私の答弁で、不適切なところがありましたので、「タカミヤジョウタロウ」と申し上げたところを、「タカミヤツネタロウ」に、それから「ミヤザワチク」と申し上げたところは「ミヤサワチク」にそれぞれ訂正したいので、議長の許可をお願いいたします。

◎議長（菅野修一議員）

ただ今の教育長からの発言の訂正の申し出については、議長において許可いたします。

次に6番 菅藤昌己議員の発言を許します。菅藤昌己議員。

〔6番 菅藤昌己 議員 登壇〕

◎6番（菅藤昌己議員）

それでは12月一般質問最後となりますけれども、通告にしたがって質問させていただきます。

5年前に新庁舎が完成いたしました。いろんな市町村に行きますと、敷地内に工夫した特徴的な看板とかモニュメントがあります。来客されるお客様が何のまちかと、一目で分かる看板などが設置されているのが多いかと思います。前にこの庁舎の北側の敷地内に四角中の看板がありました。4面があって、1つは「雪とスイカと花笠のまち」、あと「芭蕉10泊のまち」、「花笠踊り発祥の地」、そして「平和都市宣言」ということでの4面あったんです。それがいつの間になくなったんですけれども、あれは市に来た時に、どういうまちなのかなということでの、一目で分かるすばらしい看板だったのかなと思っております。たぶん、べにばな国体の時に市内にいらっしゃる、全国からいらっしゃる方に分かるようにということで設置した記憶があります。その後、庁舎建設のためか知らないですけれども、取り壊されている現状がございます。先に産業厚生常任委員会で、千葉県の富里市に行政視察にまいりました。スイカのモニュメントがあったり、あとはいろんなスイカのポストがあったり、いろんな面でスイカにこだわったまちづくりをやっているようでした。やはりSNSの時代とは言われますけれども、やはり第1印象を強くするためにも、特産物にこだわったさまざまなモニュメント、または看板が必要ではないかなと思っているところでございます。

次に以前、東北芸術工科大学と協力しながら、4面の四角柱の看板が、工夫して作ったことがあります。それは今の元パチンコBOSSのちょっと行った先と、あとバイパスの十字路のビッグの駐車場の脇に看板がございます。やはりそういうこともあって、芸工大さんの知恵を借りるのも必要でないかなと思って



いるところです。それでそのいろんなところにアイデアを生かしながら、モニュメントとか、あとは看板などを再度、市役所の敷地内等に設置してはどうかというところでございます。

次に、スイカの振興についてです。先の富里市において、市民挙げてのスイカ振興を図ることで、すいか条例を作っておりました。内容は理念条例ですので、富里スイカの定義、またあの市生産者、事業者の役割について、後継者の育成について書いてあったわけですが、本市においてもぜひ作ってはいかがかなと思っているところでございます。またスイカを作付けする上で、多くの資材、マルチのビニール等が終わってから出ます。その処分についてどうなっているかお伺いしたいと思います。

またスイカ栽培においては、かなりの労働力が必要とされております。やはりスイカ農家では多くの方が働いておりますが、やはり重量のあるもので、運搬など等があり、力仕事が必要とします。やはり若い学生等の力もお借りするのも必要かと。やはり県内の東北農林専門職大学とか、山形大学などからのアルバイト研修を兼ねた応募を募る仕組みなんか作ってはどうかと思っているところでございます。

次にあの終活ノートについて申し上げます。終活ノートについては、いろんなところで、いろんな目的で作られておりますが、特に空き家対策の終活ノートについてお伺いします。

空き家になる要因の6割が相続関係と言われております。今お住まいの家について、ご自身が亡くなられた後、引き継いだ方が住まわれるのか、空き家になるのか、家庭によってさまざまでございます。ご自宅に居住されているうちに、ご自身のお気持ちや住宅土地などについて整理するものです。もしものことがあった際に、ご家族や残された方への自身の思いを伝えるものでございます。内容等については、自分自身のこと、もしものことの連絡先、家系図、法定相続人等々について記入するものでございます。私もこれちょっと書いてみたんですけれども、非常に参考になって、いろんな面で活用できるものだなと思ったところでございます。

次に亡くなった時の手続きでございます。亡くなった後の多くの課にまたぐ窓口が必要となります。本市にはチェックリストなんか設けて、ワンストップでできるように工夫はなさっているようです。ただあの多い人で、かなりの課をまたぐ、またあの市の庁舎内でできかねる手続き等がたくさんございます。その手続

きをひとまとめにするものが必要ではないかなと思っていますところでございます。

それでやはり亡くなってからの手続き等を、全て網羅したところでの「お悔やみハンドブック」というものを作っている市町村がでございます。この1つを見れば、庁舎外の手続き、庁舎内の手続き等々、かなりの手続きがスムーズにいくのではないかなと思っているところです。

あとあのお悔やみ窓口ということで、これらはあの葬儀が、死亡届出して葬儀が終わってから、さまざまな手続きが必要かと思えます。だいたい市町村が、毎日じゃなくて曜日を決めたり、それも1日の午前1回、午後から1回というふうに決めて、担当者に事前予約をしていただいて、お悔やみ窓口という制度を設けているところがございます。これもぜひご検討願えればなと思っているところでございます。

ぜひあのお悔みのハンドブック、あとお悔やみの窓口についての開設をお願いしたいというところでございます。

以上が質問席からの質問でございます。答弁に応じて再質問は自席にて行わせていただきます。よろしくお願いします。以上です。

◎議長（菅野修一 議員）

市長。

〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市長（結城 裕 君）

菅藤議員からは大きく3つのご質問をいただきました。順次お答えをいたします。

初めに、本市を宣伝する尾花沢牛と尾花沢すいかのモニュメントの製作についてのご提案であります。本市特産物のモニュメントの設置については、産地をPRする1つの有効な手段と考えますが、モニュメントは特定の人物や物を長く後世に伝えるために設立される建造物であり、相当な大きさや目立つような高さ、品位、耐久性などのモニュメンタリティ、いわゆる記念性が求められるものであります。また、市民にとってのモニュメントは、作るのが本望ではなくて、本当に作るのであれば、市民の誰からも愛され、市民に元気をもたらすような存在であるべきだと考えるところであります。

議員からは、本市の特産物を対象としたモニュメントの提案でありますので、市民の想いやアイデアを、機をみて把握してまいりたいと考えております。

一方で、本市は豪雪地帯であり、冬期間の維持管理が課題となってくるので、巨大なモニュメントは本

市の気候にふさわしいのか、設置場所をどう考えていくのか、さらには、山形県では良好な景観の形成や風致の維持、公衆への危害防止のため、山形県屋外広告物条例により、屋外広告に係るルールが定められており、モニュメントについても県の条例に該当するものとなっているようでありますので、その規制についても調査研究しながら、検討する必要があると考えております。

次に看板の設置についてであります。現在も国道347号線沿いと国道13号線沿いに「雪とスイカと花笠のまち尾花沢」と表示された木柱の看板がございます。これは、東北芸術工科大学の協力を得て作成したもので、一般的な看板とは異なり、味わい深く景観と調和したPR看板として設置されているものでもあります。さらに、国道347号線の宮城県との県境、これは母袋です。母袋と中の段付近の主要地方尾花沢最上線の交差点付近に、本市の特産品をPRする大型看板を設置しているほか、市内にはその他の観光看板や案内標識などを設置し、情報発信に努めているところであります。

議員からは、さらなる看板設置でのPRとこのことでありますが、令和4年10月に新庄市から福島市まで東北中央自動車道が繋がったことにより、山形県の縦軸である国道13号線から高速道路への転換が進んでおります。東北中央自動車と国道13号線の交通量を、令和3年度と令和5年度で比較すると、市内国道13号線の交通量は62%だったものが44%まで減少しており、高速道路の利用が伸びているようであります。そのため本市では、尾花沢インターチェンジ周辺への看板の設置を、山形県屋外広告物条例に基づき検討しておりますが、周辺には未利用地はなく、適地の選定には至っていない状況となっております。今後、東北中央自動車道が秋田方面への整備が進むことにより、高速道路の交通量はさらに増えると予想されますので、引き続きインターチェンジ周辺への看板の設置を模索していきたいと考えております。

一方で、近年は、SNSの普及により情報発信の方法が多様化しており、コロナ禍後の観光需要の高まりから、本市を訪れる外国人観光客が増加し、多言語での対応も不可欠になっている等、めまぐるしくニーズも変化してきております。大型看板などの構造物の設置だけでなく、新たな発想で観光PRや情報発信に取り組んでいくことが重要でありますので、今後とも本市を訪れる方々へ、おもてなしのこころが届くような、効果的な情報発信に努めてまいります。

次に、スイカの振興についてお答えいたします。

初めに、スイカの産地としての振興についてですが、尾花沢市は「雪とスイカと花笠のまち」というキャッチフレーズにあるように、スイカの一大産地として、これまでもPRを行ってまいりました。また、今年の4月22日には、「尾花沢すいか農学校」を設立し、生産者、農業団体、行政が一体となり、スイカの産地のさらなる振興に取り組んでおります。「尾花沢すいか農学校」は夏スイカ日本一である、尾花沢すいかの産地ブランドを維持するため、新規就農者の確保・育成を目的として開校され、年々増加しております若年新規就農者の研修支援や独立支援に取り組んでおります。また、その取り組みについて、リーフレットの作成やホームページの立ち上げにより、「尾花沢すいかが、なぜおいしいか」や「つくり手の気持ち」「しっかりとした就農支援の体制」等を魅力的にこれからも情報発信してまいります。尾花沢すいかについては、市を代表する農産物でもありますので、今後もさらにPRを図り、ブランド力を強化していく考えであります。

議員からは、スイカの理念条例を制定しては、とのご提案をいただきましたが、他産地の条例を調査研究して、関係者のご意見等もお聞きしながら、条例の効果や必要性について、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、スイカマルチ等の処分についてであります。スイカ栽培に使用したビニール等は、産業廃棄物であり、自らの責任において適正に処理することが義務付けられております。市では、JA等の関係団体と負担金を出し合い、尾花沢市農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会を組織しており、年8回ほど農業用使用済プラスチックの一斉回収日を設けることで、処分しやすい環境を整えております。回収費用については、現在も協議会から、スイカ生産農家に対して支援させていただいておりますので、今後も、生産者の方々が少ない負担で処理を行い、次年度の準備が円滑に進むように、関係機関で協力して取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、夏場の労働力の確保についてであります。尾花沢すいかの収穫が最盛期を迎える時期には、作業を行う人材の確保が課題となっており、シルバー人材センターの活用や、学生アルバイトの受け入れなど、生産者個々で対応しているのが現状であります。市では、労働力の確保のため、尾花沢市儲かる農業支援事業の中で、シルバー人材センターへの助成メニューを設けており、繁忙期には、通常の作業単価にさらに上

乗せ助成を行っております。令和6年度の件数については、今後の集計となりますが、令和5年度においては、27名の方が延べ627日間、スイカの農作業に従事しておられます。

また、県では、山形県農業働き手確保対策協議会を組織し、農業界における人材確保に取り組んでおり、農繁期の異なる他県と連携し、外国人材のリレー派遣等を実施しております。尾花沢市でもスイカ農家において、派遣の受け入れがあったようであります。加えて、「1日農業アルバイトアプリ・day work」を活用し、生産者と農業アルバイト希望者のマッチングを行う「やまがた農業ぷちワーク」という取り組みも行われておりますので、今後、生産者に対し、このアプリの紹介と登録の推進を周知するなど、労働者確保について後押ししてまいります。

そのほか、農福連携の取り組みも現在行われておりますので、さまざまな分野から人材を受入れ、労働力確保につながるよう、情報提供できる体制を整えていきたいと考えております。

最後に、ひとり暮らしの方への支援についてのご質問にお答えいたします。

初めに、終活ノートの作成、配布についてですが、終活ノートとは自分の意思や情報を整理することで、遺産相続や終末医療、葬儀に関する家族の負担を軽減したり、トラブルを防ぐことができるものであり、エンディングノートともいわれています。

議員からは空き家等対策の取り組みの1つとしての提案だと思われそうですが、近年、全国的に、相続登記が行われていないことにより所有者が特定できない所有者不明土地が増えており、周辺の環境悪化や公共工事に影響が出るなど、社会問題となっているようです。そのため、国では令和6年4月1日から相続登記を義務化しており、管理不全不動産の抑止に大きな効果があるものと期待するものであります。しかし、本来、居住している土地や住宅については、その所有者が責任を持って管理または処分すべきものであり、住宅についても、空き家になる前に、今後の対応について、親族も交えしっかりと考えておくことが重要であり、そうした意識づくりの啓発が今後とも必要であると考えております。

現在、市では空き家に係る相続や適正な管理を促す、尾花沢市空き家対策パンフレットを作成して相談者へ配布しておりますが、調べてみますと、国土交通省と日本司法書士会連合会及び、全国空き家対策推進協議会の3者で作成した、「住まいのエンディングノー

ト」というものが、今年の6月に出されていますので、今後活用を検討してみたいと思います。

次に、死亡届等の手続きの窓口を設けることと、日曜、祭日の受け付けについてであります。本市の死亡届等の休日、祭日の受け付けについては、戸籍事務取扱準則制定標準第24条に基づき、日中は市役所用務員室で、夜間は消防署で行っております。死亡届については、家族以外の方がご来庁されることが多いことから、休日の受け付けは火葬許可証の発行や、住民異動届の受け付けなどの最低限必要な手続きとし、そのほかの保険証や税金、年金に関する手続きなどについては、後日あらためてご家族の方に来庁していただけるようお願いしております。また、手続きの際は、市民が複数の窓口を行き来することがないように、以前より窓口のワンストップ化を行っていることや、かんたん窓口システムによる申請書の一括作成も併せて進めていることから、死亡届に来られた方が1ヵ所で全ての手続きが可能となっており、おくやみ窓口の機能は果たせておりますので、あらためて窓口を設置する必要はないものと捉えております。

また、議員ご提案の、おくやみガイドブックにつきましては、これまでも必要書類の一覧を封筒に印刷するなどして分かりやすくご案内してまいりましたが、さらに分かりやすい説明を加えたガイドブックについても、ほかの市町村を参考に年度内の完成を目指していきたいと考えておるところであります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎6番（菅藤昌己議員）

丁寧なご回答ありがとうございます。まず順次再質問させていただきます。いろんな看板とかモニュメントについては、県の条例、非常にこと細かく面積、高さ等々が決められてございます。あと場所等についてもいろいろ決められているところがございます。それに準じて、ぜひその一目で分かるような看板を、庁舎内の敷地、私もぐるっと何回も見てるんですけども、やはり1番いいのは正面の前の角辺りに、四角柱あたりかなとちょっと考えたところです。ぜひご検討願えればなと思っています。

あとモニュメントについても、スイカか牛について、いろいろ検討していただいて、どうやって作るかについては、やっぱりいろんな大学生とか、さまざまな企業とか、さまざまあるかと思いますが、今後の課題として、ぜひよろしくお願いしたいと思います。



大石田駅なんですけれども、駐輪場に設置してある看板が、ほとんど尾花沢の宣伝の看板なんです。だから大石田にちょっと申しわけないなと思いつつ、ちょっといつも見てるんです。企業の福原工業団地の募集から始まり、ずっと、雪とスイカと花笠のまちから、徳良湖から、芭蕉10泊から、ほとんど尾花沢で宣伝占めてるわけなんです。それは非常に良いことなんですけれども、はじに大石田町のやつが1枚だけあったようなんですけれども、米沢あたりの米沢駅なんか通ると、やはりいつも思うんですけれども、牛が1頭いるんですね。皆さんご存知のように。あれ見るたび、あら、それを見るたび、「米沢牛の牛」なんだなというところで、尾花沢も欲しいなとちょっと思ってたところなんです。あと芦沢駅なんですけれども、本市の中にある駅としては芦沢駅が唯一なんです。この間ちょっと行ってちょっとぐるっと一回りして、見させてもらったんですけれども、看板という看板が1枚もなかったですね。看板があるからどうのこうじゃないですけれども、やはり芦沢駅にもぜひ尾花沢を宣伝するような、でなければ、福原地区を宣伝するような看板があればなという、行くたび思うんです。その点いかがでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

商工観光課長。

◎商工観光課長（齊藤孝行君）

お答えいたします。芦沢駅のほうでの観光のPR看板というようなところであります。今までお話させていただいたのが、観光看板といいますか、県境のほうに立てているものと、町村界に立てているもの、いわゆるゲートサインの看板、お出迎えの看板かと思います。先ほど言った大石田さんのほうには、市の駐輪場の壁面を利用させていただきまして、尾花沢市のPRはさせていただいております。芦沢駅の部分については、私のほうも行って実際見てきました。やはり看板等、PRするものはございません。ただパンフレット等、置かせていただいております。こちらの芦沢駅の部分については、やはり観光交流人口の拡大というような部分での意味を考えると、その駅の利用状況も踏まえて、あとは費用対効果も踏まえて、看板の設置の部分については考えていく必要があるのかなと。あとJR管轄でありますので、例えば待合室等にいろいろ広告を貼る際には、いろいろ許認可関係があるかと思っておりますので、その点も踏まえながら、協議しながら検討していく必要があるというふうに捉えております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎6番（菅藤昌己議員）

先ほどのモニュメントの話ありましたが、牛のモニュメントというか、牛の関係者から、ぜひ牛の記念碑的なものを作ってもらえないかということではちょっとお話があったんです。これはどういう形になるか分からないんですけれども、尾花沢牛、霜降り和牛がこれだけ多くなって、さまざまな形での記念碑として作ってくれという要望がありましたので、一言申し添えたいと思っております。

次にスイカの振興について申し上げます。先ほど農業用使用済みプラスチックの適正処理推進協議会について、お話を伺ったわけなんですけれども、JAと市と、あと関係団体で負担金を出してやってらっしゃることなんですけれども、プラスチックの処理に関わるkgいくらかと、あと年間どれくらいの量を処理しているかちょっとお伺いしたいんですけれども。

◎議長（菅野修一議員）

農林課長。

◎農林課長（五十嵐満徳君）

お答えいたします。処理料金につきましては、kgあたり税込で67円となっております。年間の処理の数量でございますけれども、ちょっと今資料お持ちでないんですけれども、約60万tほどの処理量を年間処理しているという状況でございます。以上でございます。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎6番（菅藤昌己議員）

ちょっと多いような気がするんだけどね。60万tじゃなくて、6,000t、60tじゃないですか、すいません。

◎議長（菅野修一議員）

農林課長。

◎農林課長（五十嵐満徳君）

6万tですね、大変失礼しました。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎6番（菅藤昌己議員）

市では15万円ですかね、負担金出しているかと思うんですけれども、JAと市と、あと関係団体等々で負担金を出して、そのお金でうまく運用しているということなんですけれども、やはりkgあたりの助成としては、ちょっとまだ少ないのかなと感じがいたします。あるところでは、市と農協と農家で3分の1ずつ負担している市町村もございます。この大生産地として、

もう少し助成しながら、協議会についてうまくやっていただければと。できればその3分の1ぐらいずつの負担もあっても、それなりのスイカの収入として市でも、ふるさと納税等ありますんで、可能かなと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

農林課長。

◎農林課長（五十嵐満徳君）

処理料金に対する支援というご質問だと思いますけれども、本市におきましては、市長が答弁したとおり、尾花沢市農業用使用済プラスチック適正処理協議会を設立しておりまして、市だけではなくてJA、そして県の農業共済組合、北村山農業技術普及課、そして農協の各生産部会のほうからも、協議会のほうに負担金という形で、負担をしていただいているのが現状でございます。その構成団体から支出、支出する負担金を廃プラの処理の経常経費のほうに充てさせていただいておりますので、その分に対して、農家に対する支援に充てさせていただいているという現状でございます。

廃プラについては、スイカ生産者だけではなくて、各いろんな作物を作っている生産者の方々が、廃プラを搬出してきておりますので、特にスイカについてはですね、最近単価のほうもかなり上昇して、収益のほうも大変上がっているというふうに感じておりますので、負担金を経常経費に充てているということで、農家に対する支援というところは、協議会のほうで行っているというふうに捉えておりますので、ぜひご理解のほうお願いしたいというふうに思います。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎6番（菅藤昌己議員）

分かりました。いろんな面で廃プラの処理については、かなりの膨大なものが出ています。年間8回ほど地区分けにしてやっていらっしゃるようです。この制度をうまく活用しながら、不法投棄などないように1つよろしくお願いしたいなと思っています。

あと、スイカの労働力関係なんですけれども、先ほど農繁期の異なる他県と連携し、外国人人材のリレー派遣ということで仰ったんですけれども、これはやはり外国人材のリレー派遣ということで、これあの外国人がずっとリレーして労働してあるくことか、ちょっと分からないんですけれども、ちょっとご説明をお願いしたいんですけれども。

◎議長（菅野修一議員）

農林課長。

◎農林課長（五十嵐満徳君）

これも先ほど市長の答弁にありましたけれども、山形県におきまして、県の農業働き手確保対策協議会を、県のほうで組織しておりまして、農業界における人材の確保に取り組んでおられます。各作物ごとに農繁期がそれぞれ違いますので、特に尾花沢につきましては、スイカの農繁期7月、8月が最も農繁期の時期であるということで、外国人の今回の尾花沢市の受け入れにつきましては、4経営体の方が登録いたしまして、6人の雇用実績があるということで伺ったところでございます。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎6番（菅藤昌己議員）

ありがとうございます。やはりいろんな形で夏場の労働力を確保ということで、お願いしたいなと思っています。あとあの1日農業アルバイトアプリdayworkを活用しということであったわけなんですけれども、県の山形農業ぷちワーク等について、このアプリの、アルバイトアプリのこと書いてありますけれども、この実績についてちょっとお伺いしたいんですけど、よろしいですか。

◎議長（菅野修一議員）

農林課長。

◎農林課長（五十嵐満徳君）

お答えいたします。こちらの事業についても山形県の事業でございまして、半日から1日単位で働き手と農業者がアプリを通して、直接マッチングする取り組みを行っております。県ではアプリを立ち上げまして、農業生産者から求人を募集いたしまして、また働き手を求人募集いたしまして、農家と働き手のマッチングを行いまして、こちらは当事者間で対応するという事業になっております。令和6年度の実績でございますけれども、尾花沢市の農業生産者の登録状況が13経営体で登録しているようでございます。実際マッチングなった利用者数につきましては、5名の方がマッチングが成立したということで、生産者の活用率については38%の活用率というふうにお聞きしているところでございます。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎6番（菅藤昌己議員）

このようなアプリがあると、私もほら初めて知ったわけなんですけれども、すごい有用なアプリかなと思っています。近年できたアプリの割には、それなりの

求人数、登録者が13名、あと実際に利用者したのが5名で、マッチング率も結構な、半分ぐらいのマッチングとしてなっているかと思います。これあのやっぱり、農家の人はこれを知らないんじゃないですけども、こういういろんなこういうアプリがあつてというような方が、畑に来られるというところなものですから、ぜひこのアプリと、あと県の山形農業ぶちワークについて、宣伝のほうをよろしく願いしたいなと思っておるところです。あとはあの本市のシルバー人材からの、人材とおした場合の助成金、これはすばらしいことだなと思っているところでございます。今後ともこういう、あとは農福連携、これは今後のほら農業関係における福祉と農業の連携が本当に大切になってくると思っているところなんです。これを実際に農福連携の実態というのはいかがでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

農林課長。

◎農林課長（五十嵐満徳君）

農福連携の事業でありますけれども、この事業につきましても、はながさ作業所さんですか、のほうからスカイファームおざきさんと、農業法人魁さんのほうに、2名ずつ雇用されているということで、4名の実績があるようでございます。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎6番（菅藤昌己議員）

やはり農福連携については、今後ともぜひ広く進めていただければなと思っているところでございます。この農福連携のPRもぜひお願いしたいなと思っているところなんです。

先ほどすいか条例の話ありましたが、すいか条例なるかどうか分からないんですけども、雪とスイカと花笠のまちの中で、雪については、雪暮らしを明るくする条例というのがありますね。あるんです。もしスイカ条例ができたとなれば、残るは花笠かなと思っております。ですから、将来的に花笠、今ほら祭でも踊り手がさまざまなことがあるかと思っております。やっぱり市民全体で盛り上げる必要もあるかと思っておりますので、雪とスイカと花笠のまちの花笠のほうもぜひ、なんか条例を作っていただきたいなと思っているところなんですけれども、商工観光課長いかがでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

商工観光課長。

◎商工観光課長（齊藤孝行君）

お答えいたします。今花笠踊りの振興条例というこ

とでのご提案かと思います。議員仰せのとおり、今花笠まつりにつきましては、コロナが収束して昨年度から盛大に開催されたところであります。特に大きな課題といいますと、やはり特に行列の部分であります、担い手不足と。花笠おどりの部分もやはり今踊り手の方がだんだん少なくなっていっている状況であります。そのような状況も含めて、特に行列の部分であります、今後持続的なまつりをどういうふうにして持っていくかというふうなことで、あり方検討委員会ということをして今、地域の皆さんと話し合いをしております。その中で1番やはり重要な部分といいますのが、さっき言った担い手の確保であつたり、あとは費用的な部分であります。当然その中の振興策の1つとして条例の制定の、議員の提案でありますけれども、こちらの部分については、やはり関係機関や、あとは市民の方のご意見をいただきながら、条例の効果であつたり、あとは必要性であつたり、協議していく必要があるのかなと考えております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎6番（菅藤昌己議員）

ぜひご検討方お願いしたいなと思っております。次に終活ノートですけれども、やはり私も終活ノート書いてみたんです。家系から、さまざまな財産から、土地からいろんなものが、みんなこれそれなりにその書いて、それなりに大切なものとして残せるのかなと思っております。これについてはぜひ前向きにご検討をお願いしたいなと思っております。

あとお悔やみハンドブック、これについては市民課のほうでご検討されているということなんですけれども、やはりぜひ、お悔やみハンドブック、かなり市町村によってはかなり分厚いものになるようでございます。その点、ぜひ作っていただければと思いますけれども、市民税務課長、再度お願いしたいんですけども、いかがですか。

◎議長（菅野修一議員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（斎藤健司君）

まず、お悔やみハンドブックに代わる手続き一覧という、まず白い封筒ですけれども、ご案内しておりますけれども、こちらのほうは利用された方からは大変好評な声をいただいております。それに加えまして、現在、お悔やみガイドブックですけれども、作成はもうある程度完成の目処は出ておりまして、関係課と確認作業を調整している段階でございますので、来年度



には発行できる見通しでいるところでございます。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎6番（菅藤昌己議員）

1つよろしく願います。あと最後にお悔やみの窓口ですけれども、これやっぱり1ヵ所で、人によっては1時間以上いろんな形で相談のられる方があるかと思えます。そういう方もうまく機能しているところでのお話があったようでございます。ですから1ヵ所で、なるべくいろんな手続き等ができる体制というのはね、すごいなと思ったところなんですけれども、今後ともそういうお悔やみ窓口等については、1番時間がかかる、そしてあと、市外の庁舎外の手続き等いっばいその相談を受けるかと思うんです。その点も合わせてお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。以上でございます。

◎議長（菅野修一議員）

以上で、菅藤昌己議員の質問を打ち切ります。

これにて、一般質問を終結いたします。

次に、日程第2、令和6年請願第3号「国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出に関する請願」を議題といたします。

この際、総務文教常任委員長の報告を求めます。和田総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 和田哲議員 登壇〕

◎総務文教常任委員長（和田哲議員）

令和6年9月定例会において、当委員会に付託されました請願1案件、令和6年請願第3号「国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出に関する請願」について、その審査の過程と結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、去る11月6日に委員会を開催し、慎重に審査を行ったところであります。

本請願は、日米地位協定について、対等な関係の協定とする抜本的改定に向けた議論を国会に求める意見書を、地方自治法第99条の規定により、政府関係機関に、政府関係機関に提出するよう求めるものであります。

委員からは、「現在の石破総理は、日米地位協定について見直しが必要であるという考えを示している。地方議会から意見書を提出することにより、総理の考えを進める後押しにもなり、さらには、協定見直しの機運を高めることにもつながるものと考えて。」という意見や、「請願の願意は、これまで不平等協定だと

言われてきた日米地位協定について、抜本的改定の議論を始めてくださいということであり、賛成する。」といった、願意を妥当とする意見が出されました。

一方で、「本請願の、国民の命を守るためにという部分が今回の請願内容に合わない。地位協定の中身は、命を守るというものではない。文言を精査してほしいと思う。」との意見や、「意見書については、請願者の願意の範囲内で、文言の内容、表現を、市議会として修正してみてもと思う。」などと、文言、表現の精査を求める慎重な意見も出されました。

以上のことから、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、賛成多数で採択とすることに決した次第であります。

なお、本請願に関しましては、文言の精査を行った上で、後刻、意見書の提出に関し議会案を提出する予定であります。

以上で報告を終わりますが、当委員会の決定に対し、何とぞ、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、ご報告といたします。

◎議長（菅野修一議員）

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、令和6年請願第3号を採決いたします。委員長報告は採決とするものであります。採択、もとい、採択とするものであります。よって、原案について、起立により採決いたします。

令和6年請願第3号を採択するに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

◎議長（菅野修一議員）

着席願います。全員賛成ということで、よって、令和6年請願第3号は、採択することに決しました。

以上で、本日の会議の日程は全部終了いたしました。これにて散会いたします。大変ご苦勞様でございました。

散 会 午後1時54分